

株主各位

平成19年3月27日

株式会社メディアイノベーション  
代表取締役社長 穂谷野 智

第9回定時株主総会招集ご通知 訂正のお願い

第9回定時株主総会招集ご通知中の一部に誤りがございましたので、お詫びして下記のとおり訂正させていただきます。

記

(下線は訂正部分を示します。)

訂正箇所 20頁(会計方針の変更)

(誤)

2.貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,699,319千円であります。

(正)

2.貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,699,319千円であります。

訂正箇所 23頁（重要な後発事象に関する注記）

（誤）

2. 当社は、平成18年11月24日開催の当社取締役会決議に基づき、平成19年1月1日付で当社のテレマーケティング事業を会社分割し、当社の連結子会社である株式会社MIコミュニケーションズに承継いたしました。

（略）

(3)会社分割による譲渡財産

資産合計 139,848千円

負債合計 1,520千円

（略）

（正）

2. 当社は、平成18年11月24日開催の当社取締役会決議に基づき、平成19年1月1日付で当社のテレマーケティング事業を会社分割し、当社の連結子会社である株式会社MIコミュニケーションズに承継いたしました。

（略）

(3)会社分割による譲渡財産

資産合計 139,848千円

負債合計 50千円

（略）

訂正箇所 24頁（重要な後発事象に関する注記）

（誤）

4. 当社は、平成18年12月22日開催の当社取締役会決議に基づき、平成19年2月1日付で当社の連結子会社である株式会社アキュイジション（旧社名株式会社カスタム・クリック）のカスタム・クリック事業及びポインタ事業を会社分割し、承継いたしました。

（略）

(3)会社分割による承継資産

資産合計 403千円

負債合計 一 千円

（略）

（正）

4. 当社は、平成18年12月22日開催の当社取締役会決議に基づき、平成19年2月1日付で当社の連結子会社である株式会社アキュイジション（旧社名株式会社カスタム・クリック）のカスタム・クリック事業及びポインタ事業を会社分割し、承継いたしました。

（略）

(3)会社分割による承継資産

資産合計 3,682千円

負債合計 7千円

（略）

訂正箇所 29頁（会計方針の変更）

（誤）

2.貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,716,135千円であります。

（正）

2.貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,716,135千円であります。

訂正箇所 30頁（貸借対照表に関する注記）

（誤）

2. 関係会社に対する債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	176,331千円
関係会社に対する短期金銭債務	37,937千円
関係会社に対する長期金銭債権	87,500千円

（正）

2. 関係会社に対する債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	176,302千円
関係会社に対する短期金銭債務	37,937千円
関係会社に対する長期金銭債権	87,500千円

訂正箇所 31頁（税効果会計に関する注記）

（誤）

繰延税金負債の発生の原因別内訳	
（流動区分）	
未収還付事業税	4,985千円
繰延税金負債	4,985千円

（正）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別内訳	
（流動資産）	
貸倒引当金繰入限度超過額	1,374千円
子会社整理損否認額	5,104千円
評価性引当額	△6,479千円
繰延税金資産合計	一千円
（固定資産）	
投資有価証券評価損否認額	427,995千円
税務上の繰越欠損金	2,322,955千円
減損損失否認額	12,930千円
貸倒引当金繰入限度超過額	74,647千円
営業権償却超過額	8,122千円
その他	3千円
評価性引当額	△2,846,654千円
繰延税金資産合計	一千円
（流動負債）	
未収還付事業税	4,985千円
繰延税金負債合計	4,985千円

以 上